

ソフトウェアサービス利用約款

第1条(適用)

- 1.RSUPPORT株式会社(以下「RSUPPORT」)は、この「ソフトウェアサービス利用約款」(以下「本約款」)により、インターネットを経由したソフトウェアサービス(以下「本サービス」)を提供する。
- 2.本約款は、本サービスを利用するため、RSUPPORTと契約者(以下「契約者」)との間の一切の關係に適用されるものとする。
- 3.本サービスとは、ASPおよびSaaSをさす。

第2条(約款の変更と告知)

RSUPPORTは、契約者に事前の通知をすることなく本約款を変更することができ、変更された約款は、サービス用webページ(付則に記載)または、RSUPPORTが定めた方法により契約者に告知するものとする。

第3条(利用契約の成立)

- 1.利用契約は、契約者が所定の利用申込書に、所定の事項を記入し記名捺印した上、RSUPPORTに提出し、RSUPPORTが必要な審査・手続等を経た後に承諾することにより成立する。
- 2.利用申込書の提出は、RSUPPORTが認める場合に限り、インターネット等を用いたオンラインによる利用申込をもって代えることができる。

第4条(サービスの開始)

本サービス利用契約は、利用契約の成立後、契約者又はRSUPPORT販売代理店(以下「代理店」)がRSUPPORTの定める本サービス利用のための手続を履行し、且つ該当する年間利用料の前納を確認した上で、本サービスの提供を開始する。

第5条(申込の拒絶)

- 1.RSUPPORTは以下の各号に該当すると判断する場合には、その裁量により利用申込に対する承諾を拒否することができる。
 - (1)申込者が利用申込書またはオンライン利用申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (2)申込者が反社会的な団体又は反社会的な団体の構成員である場合
 - (3)アダルト、出会い系、風俗関係などに本サービスを利用する場合
 - (4)その他当社が、契約締結を適当でないと判断した場合
- 2.前項の場合には、RSUPPORTは承諾を行わない旨を申込者に通知しないものとする。

第6条(サービスの提供)

- 1.RSUPPORTは、本約款に定める規定に従い、契約者に対して継続的かつ安定的に本サービスを提供するものとする。なお、契約者に付与したID1個につき、契約者本人、その役員・従業員又は管理下に置かれた委託先の従業員のうち任意の1名が本サービスにアクセスできるものとし、同一のIDによる2名以上からの同時アクセスは認められない。
- 2.本サービスの利用は、契約者本人、その役員・従業員又は管理下に置かれた委託先の従業員による利用に限定されるものとする。
- 3.本サービスの提供地域は、日本国内のすべての地域とする。
- 4.本サービスに関連するその他のサービスの提供を契約者が希望する場合には、RSUPPORTと契約者の間で、かかる関連サービスについての料金と条件を別途協議し合意の上、提供するものとする。
- 5.本サービスに関して、契約者とRSUPPORTの間に書面による別段の合意が存在する場合には、かかる別段の合意が本約款に優先して適用される。
- 6.契約者は、本サービスの提供開始日から1年間利用できる。当該期間満了後に本サービスを継続して利用する場合には、RSUPPORT所定の手続きにより契約更新を行い、更新期間の年間利用料を前納するものとする。当該期間満了後、更新手続なしには、本サービスを利用することはできない。

第7条(本サービスの不正利用の防止)

- 1.契約者は、付与された本サービスのためのIDおよびパスワードを適切に管理し、外部に漏洩・流出させまたは正当な目的以外に利用されることを防止する措置を講じなければならない。
- 2.契約者は、本サービスを利用した顧客の情報システムに対する不正アクセス、秘密情報の不正取得、クラッキングなどの防止に努め、十分な情報セキュリティ管理を行うものとする。RSUPPORTが要求する場合には、契約者はその情報セキュリティ管理の状況につきRSUPPORTに報告しなければならない。更にRSUPPORTが特に必要と判断する場合には、RSUPPORTによる監査を受入れる義務を負うものとする。
- 3.1項、2項の原因により第三者からRSUPPORTIに対して請求がなされた場合には、契約者は、これによりRSUPPORTが蒙った一切の損害(信用毀損を含む)、責任、費用(弁護士費用等の防御費用と損害拡大を防止しRSUPPORTIに対する社会的信頼を維持するための措置に要した費用を含む)を負担するものとする。第三者からRSUPPORTIに対する裁判外または裁判上の請求があった場合には、RSUPPORTはこれにより予想される損害、責任、費用等の合理的な見積り額を、契約者に対して請求することができる。
- 4.いかなる場合にも、契約者のIDは変更することはできない。本サービスのIDが外部に流出し、且つパスワードの変更によっても契約者以外による不正利用を防止することができないと判断する場合には、RSUPPORTは当該IDを失効させることができる。この場合でも、RSUPPORTは既に受領済みの年間利用料等の返金は行わないものとする。

第8条(サービスの一時停止)

- 1.RSUPPORTは、以下の各号に該当する場合には、本サービス提供を一時停止することができる。
- (1)RSUPPORTが利用するインターネット接続環境が通信事業者の事情により利用できないとき
 - (2)天災・戦争・動乱などによるサービス設備障害、および輻輳などによる回線障害が生じたとき
 - (3)本サービスの提供に用いるサーバー等のシステムについての故障やメンテナンスのとき
- 2.本サービスの提供に関して、RSUPPORTが所有する通信設備等によって、契約者への本サービス提供に影響を及ぼす恐れのある障害が発生した場合には、迅速な復旧の為に努力するものとする。

第9条(免責)

- 1.RSUPPORTは、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む)について何らの保証責任も負わないものとする。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。
- 2.RSUPPORTは、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して契約者あるいは第三者の損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。
- 3.本サービスの利用に関連して、契約者は第三者に対して損害を与えたものとして、第三者から何らかの請求もしくは訴訟が提起された場合には、契約者自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとする。更にRSUPPORTが請求もしくは訴訟の相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含めRSUPPORTを一切免責するものとする。
- 4.契約者が、本サービスを用いたりリモートコントロールを行なう場合には、かかるサービスが専ら契約者によって契約者の顧客に提供されるものであり、これに関してRSUPPORTは一切責任を負わない。
- 5.RSUPPORTはいかなる場合にも以下の損害についての責任を負わないものとする。
- (1)特別な事情により生じた損害
 - (2)逸失利益
 - (3)契約者の情報等の損失により生じた損害
 - (4)第三者からの請求により生じた損害
 - (5)契約者の過失により生じた損害
 - (6)契約者の責任により導入する関連機器に起因して生じた損害

第10条(サービスの廃止)

RSUPPORTは、RSUPPORTの都合により本サービスを廃止することができる。但し、RSUPPORTは90日前予告をするように努めるものとする。この場合には、契約者、代理店、RSUPPORT等の当事者間の合意の上、年間利用料のうち未経過の期間は返金する。

第11条(サービス内容の追加または変更)

RSUPPORTが必要と認めた場合には、サービスの追加または変更された事項をwebページ(付則に記載)に掲示するか、電子メールなどにより契約者に別途通知する。

第12条(契約者情報の使用に対する同意)

- 1.RSUPPORTは、利用申込書に記載された契約者の情報について、本サービスの提供およびこれに付随する目的に利用することができる。
- 2.RSUPPORTは、本サービスの提供に関連して、以下の各号に掲げる場合を除き、第三者に漏洩、配布しない。
- (1)配送業務の為、必要最小限の契約者の情報(社名、氏名、住所、電話番号)を通知する場合
 - (2)学術研究または市場調査の為、個人を特定することができない形態での統計資料作成の場合
 - (3)法令に基づく正当な権限のある者による要請がある場合
- (4) RSUPPORTは、本条の目的のため、契約者の情報を必要とする期間、保有できるものとする。契約者に対して、実際にサービスが開始されなかった場合でも、当該情報は保管される。

第13条(使用記録内容)

RSUPPORTは、本サービスの利用に関して、契約者の利用内容や利用記録内容を監視する義務は負わないが、監視する権利は有する。

第14条(知的財産権の留保)

- 1.本サービスによって提供されるソフトウェア(以下「本ソフトウェア」)は、RSUPPORTが所有権および知的財産権を有している。本ソフトウェアは、日本の著作権法や国際条約を含み、かつ限定されない法律によって保護されている。本ソフトウェアに関する著作権、ノウハウ、特許権、商標などの知的財産権は、全てRSUPPORTおよびそのライセンサーに留保される。
- 2.RSUPPORTは、本サービスの利用に必要な限度でのみ、本ソフトウェアの使用を契約者に対して許諾する。
- 3.本サービスに関する商標、サービスの名称、ロゴ等に関する権利は、全てRSUPPORTおよびそのライセンサーに留保される
- 4.契約者であっても、これらの知的財産の利用に関しては、RSUPPORTの承諾なしには使用することはできない。特に、契約者によって提供される「ソフトウェアサービス」が、RSUPPORTが行なうが如き誤解を与える記述や態様での使用は厳格に禁止される。

第15条(年間利用料の改定)

RSUPPORTは本サービスの年間利用料を随時改定することができる。但し、改定された年間利用料は、改定後の契約者による支払いについてのみ適用されるものとし、遡及的には適用されない。年間利用料を改定する際には、契約者に対して60日以上前に、ホームページに掲載して通知する。

第16条(合意管轄)

本サービスの利用に関して、RSUPPORTと契約者との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則

サービス用webページ

1. RemoteCall(リモートサポート・サービス) <http://remotecall.net>
2. RemoteSales(リモートセールス・ツール) <http://rsupport.com>
3. RemoteHelp(コールセンターヘルプ・サービス) <http://rsupport.com>
4. RemoteView(リモートアクセス・サービス) <http://rview.net>

改訂履歴

1. 本サービス利用約款は2005年1月5日から施行する。
2. 本サービス利用約款は2008年1月1日より一部改定する。
3. 本サービス利用約款は2008年10月1日より一部改定する。

ご使用前に必ずお読み下さい。

プログラム使用許諾契約書

RSUPPORT 株式会社(以下「弊社」)は、弊社のサービス提供と共に提供されるソフトウェア製品(以下「本製品」)のお客様に対して、本契約にご同意されることを条件として、本プログラムの使用を許諾致します。従いまして、お客様が本製品のご使用(インストールを含む)を開始した時点で、本契約にご同意頂いたものとみなします。

1. 権利(所有権、使用权、著作権)

弊社は、本製品の使用を正式に許可したユーザーに限り本プログラムを使用する権利を与えます。本使用許諾同意書に記載の条件の下、お客様は本プログラムを弊社により認められた適法な範囲においてのみ使用することができます。本製品に含まれるすべてのプログラム及びその付属物に対する特許権、著作権及び知的所有権は弊社に帰属します。

2. 使用条件

お客様は、本製品のプログラムを1台のコンピュータに、インストールして使用することができます。なお、本製品に一定の機能制限や使用期間制限を設けている場合は、お客様は当該制限に従った使用を行なうものとします。

3. 禁止事項

お客様は、本契約で許諾される場合を除き、以下の行為を行なうことはできないものとします。

- ①本ソフトウェアの複製、使用、並びにマニュアル等関連資料の複製、翻訳、配布。
- ②本製品に含まれるプログラム(以下「本プログラム」)の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル。
- ③本製品の全部または一部の再配布、再使用許諾、公開(送受信可能化を含む)
- ④本製品の貸与、譲渡、レンタル(擬似レンタル行為を含む)、中古品取引。
- ⑤権利保護を目的に予め設定された技術的な制限の解除、無効化、及び当該方法の公開。

4. 保管

お客様は、本ソフトウェア及びその複製物(インストール先の機器)に対して、善良なる管理者の注意義務をもって厳重に保管するものとします。本ソフトウェアを含む物件が、紛失、盗難、押収等の事故や事件が発生した場合には、遅延なく速やかにその旨を弊社に連絡するものとします。

5. サポート(品質保証、改良改善)

5-1.弊社は、正式に製品の使用权を付与された製品に対しては品質を保証し、オンラインおよび媒体を通して提供された製品に誤りがある場合は交換製品を提供します。また弊社は、性能改善のため、お客様の事前の同意なしに、製品にパッチまたはアップデートを実施することがあります。本製品に対するサポートサービスは、本製品の販売時の契約に準じて実施します。お客様は、製品の障害発生時に弊社の顧客支援サービスを利用することが可能です。顧客支援サービスは、インターネットを通じて実施することを原則とします。

5-2.お客様に提供された製品が試用版(お試し版、見本、使用期間制限版を含む)である場合には、サポートの対象外となり、サポートを受けることはできません。

6. 免責

6-1.弊社は、本ソフトウェアの機能及び品質に付いて、商品性及び特定目的への適合性その他一切の保証を行なうものではありません。弊社は、本プログラムの使用もしくは使用不能から生ずる直接的損害、間接的損害、付随的損害、結果的損害、特別損害に付いて、一切の責任を負いません。

6-2.お客様に対する弊社の責任は、契約や不法行為(過失を含む)などの原因を問わず、いかなる場合にも本製品に対して支払った金額を超過することはできません。この責任の制限は、前項で規定した保証がその本質的な目的を達成できない場合にも適用されます。

6-3.弊社は、お客様が行なわれる本プログラムのインストール作業と、作業後のお客様のシステムへの影響、損害に関しては、一切の責任を負いません。

7. その他

本使用許諾契約書で定義されなかった内容は、本製品の約款、及び関連法律、法規、条令、更に普遍妥当性の原則に沿う一般的な商慣習に基づいて処理されます。

以上